

生活習慣病管理料についてのご案内

～高血圧・糖尿病・脂質異常症の治療を受けている患者様へ～

当院の取り組み

TSUBAKI Clinic では、令和 6 年度の診療報酬改定に基づき、生活習慣病（高血圧症・糖尿病・脂質異常症）に対して、「生活習慣病管理料（Ⅱ）」を算定しております。

これは、患者様一人ひとりの状態に合わせた治療計画を立て、継続的な健康管理を行うための制度です。

管理内容

- ・ 医師が患者様の状態に応じて、「療養計画書」を作成します
- ・ 療養計画書には、治療方針・生活習慣の改善目標・服薬内容などが記載されます
- ・ 計画書は患者様にお渡しし、内容をご説明いたします
- ・ 状況に応じて、長期処方（28 日以上）やリフィル処方箋の発行も可能です

ご負担について

生活習慣病管理料（Ⅱ）の算定により、診察料の一部が変更となる場合があります。詳細は診察時にご説明いたします。

よくあるご質問

Q. 療養計画書は毎回もらえますか？

→ 初回作成時と、内容変更がある場合に交付いたします。

Q. リフィル処方箋とは何ですか？

→ 一定期間内であれば、最大 3 回まで反復利用できる処方箋です。医師の判断により発行されます。

お問い合わせ

ご不明な点がございましたら、受付または担当医師までお気軽にご相談ください。
